

2018 司法書士全国総合模試①

記述式(商業登記)

採点講評

第1欄 (平成30年5月28日申請分)

1 公告をする方法の変更

公告方法について官報に掲載する方法から電子公告に変更する旨の定款の変更がされていきました。この場合の登記すべき事項が次の①から④まで、4点ある事案でしたが、全て正確に書いている答案は稀でした。①電子公告の方法により行う旨、②公告一般に係るURL、③予備的な公告方法及び④貸借対照表の公告に係るURL。①及び③は定款で定めなければならない事項であり、実際本問の事案でも株主総会で決議されていました。②及び④については、会社法に取締役会の決議や取締役の過半数の一致によるべき旨の規定がなく、業務執行として適宜定めてよいものと解されており、本問でも代表取締役が決定しています。

登記記録上、上記①から④まで全て「公告をする方法」欄に記録される事項ですから、申請書の登記すべき事項についても、そのように記載すべきであるところ、④については、公告をする方法の変更の登記と別に「貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項」の設定の登記として解答している答案が、少なからず見受けられました。この事項は、紙媒体に掲載する公告方法、つまり(A)官報に掲載する方法又は(B)時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法を採用している株式会社だけが執ることのできる措置に係る登記事項であることに注意してください。(C)電子公告を公告方法とする株式会社では、このような措置を執ることは認められていません(会社法440条3項参照)。登記手続上も、(A)又は(B)を公告方法として登記し、かつ、(D)「貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項」を登記している株式会社が、(C)を公告方法とする変更の登記を申請した場合、(D)の登記は登記官が職権で抹消することとされています(商登規71条)。

2 取締役の変更／監査役就任登記の抹消等

平成29年6月選任の時点で既に欠格事由に該当していた、つまりその選任が無効だった監査役Kについて就任の登記の抹消を申請すべき事案でした。ところが、被保佐人となった平成29年5月21日付けや成年被後見人となった平成30年5月10日付けによる「資格喪失」や平成30年5月15日「解任」を原因とする退任の登記をしてしまっている答案がほとんどでした。欠格事由に該当した時期に注意する必要があります。本問のように選任前から欠格事由に該当していたなら就任の登記の抹消を申請し、在任中に欠格事由に該当したら「資格喪失」を原因とする退任の登記を申請することになります。なお、退任後に欠格事由に該当した旨の事実が現れている事案ならば、これについては、

権利義務取締役の地位を解消する事由や再任を消極とする理由として検討することになるでしょう。

また、平成 30 年 5 月 15 日に監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めを廃止する定款の変更がされていたことから、その廃止の登記とともに監査役Lの任期満了による退任の登記を申請してしまっている答案も目立ちました。たしかに当該定款の変更は監査役の任期満了退任の事由になりますが、これにより当該会社の監査役が全く欠ける場合、なお監査役の権利義務を有する者となることは、定時総会の終結時における通常の任期満了退任や辞任のときと同様であり、1 回目の申請ではその退任の登記をすることができません。

次に、監査役Kと同様に解任の決議がされていた取締役Cについては、素直に「平成 30 年 5 月 15 日解任」を原因年月日として退任の登記を申請すべきでしたが、「平成 30 年 4 月 1 日資格喪失」としてしまっている答案が多数ありました。また、原因を「解任」としながら、日付が平成 30 年 4 月 1 日にさかのぼってしまっている答案も散見されました。取締役・監査役の受刑に関する欠格事由については、違反した法律がどれかによって大きな違いがあることに注意してください。会社法及び一定の会社法秩序に関する法に違反した場合、執行猶予中の者も欠格事由に該当しますが、それ以外の法の場合、本問の取締役Cのように執行猶予中の者は欠格事由に該当しないのです。

第 2 欄（平成 30 年 7 月 6 日申請分）

1 株式・資本金

(1) 募集株式の発行

募集事項の決定の議案が 2 つありました。しかし、そのうち募集株式を第二種株式とし、金銭出資を定めているものは消極でした。当該種類株式は譲渡制限株式であり、既存の種類株主による会社法 199 条 4 項の規定による種類株主総会の決議を得なければ、募集事項の決定は効力を生じないところ、そのような種類株主総会は開催されていないことが示されていたからです。他方、初めての発行になる第三種株式（現物出資）については、そのような種類株主総会を要せず（会社法 199 条 4 項ただし書）、株主総会の決議のみで募集事項の決定ができます。しかし、今回、7 月 5 日及び 6 日の両日付けで、又は払込み若しくは給付の期間末日の 8 日付けでまとめて、両方の募集株式の発行による変更を記載している答案が多数を占めました。総会や決議が別紙にあらわれているもの以外に存在しない、といった内容の聴取事項や答案作成上の注意事項がある場合は、そのことが、消極事項の判別のために使う事実・理由にならないか、特に注意を払うようにしましょう。また、本問には 7 月 6 日申請の時点で申請できる登記を全て申請すべき旨の記載がありました。通常、出資（払込み又は給付）の時期について期間をもって定めた場合、その末日（本問では 8 日でした。）を登記原因の日付としますが、あえて実際の出資の日付（本問では、現物出資の履行が 6 日で

した。)で申請することも可能であることを押さえておきましょう。

(2) 株式の消却等

株式の消却に関し、登記すべき事項の記載に問題のある答案が多数ありました。具体的に言うと、消却の効力を生じた7月4日時点において、上記募集株式の発行の効力はいまだ生じていないにもかかわらず、変更後の発行済株式の総数並びに種類及び数の中に「第三種株式 100株」の記載がある解答が見受けられました。「発行済株式の総数」「各種の株式の数」及び「資本金の額」の増減については、時系列上の変更の過程を追って株式数及び金額を記載するよう心がけてください。そうしないと、たとえ増加分又は減少分の数・額が正しく判断できていても、得点に結びつかないことになりかねません。

また、登記の事由として「取得請求権付株式の取得」等の記載がある答案が散見されました。たしかに、上記で消却された株式は、取得請求権付株式であって、その株主の取得請求により会社が取得したものでした。しかし、取得の対価は金銭だったため、この自己株式の取得そのものによっては、何ら登記の事由を生じていません。登記の事由に「取得請求権付株式の取得と引換えにする株式の発行」と書くのは、取得の対価として新株が交付され、したがって、発行済株式の総数（並びに種類及び数）が増加した場合であることを押さえておきましょう。

発行可能種類株式総数の変更については、登記すべき事項において、発行する各種類の株式の内容の記載を欠く答案が散見されました。しかし、「発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容」が一つの単位であるため、登記すべき事項として、全ての種類株式について、発行可能種類株式総数だけでなく、発行する各種類の株式の内容まで漏れなく書く必要があります。長文を手書きする場合は煩わしいことと思いますが、時間の許す限り全部記載するようにしましょう。

2 役員区

非取締役会設置会社において、互選規定の廃止により各自代表制に復する事案でした。この場合、全ての取締役について、代表取締役として氏名及び住所が登記されることとなります。本問では、4名のうち3名の取締役について、「重任」「代表権付与」又は「就任」という3種の登記原因による代表取締役の登記をすることとなりますが、これらの原因の書き分けがうまくいっていない答案が多数見受けられました。おおざっぱに言うと、各自代表制に移行する日付で取締役として変更の登記をしない者について「代表権付与」とする事案が多いことは、書き分けの際の目安の一つになるでしょう。本問において、代表取締役として「重任」「就任」とするのは、取締役として重任による変更の登記をする者でした。

既に述べたように、1回目の申請日前に監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めを廃止する定款の変更がされていました。これが監査役Lの任期満了の事由になることを見落とされたため、「平成30年7月4日死亡」が原因年月日になって

いる答案が散見されました。この死亡は、本来の退任原因ではなく、権利義務監査役の地位を解消する事由に当たるものでした。

第3欄

この欄の解答は、ほとんど出来ていませんでした。

登記所に印鑑を届け出た代表取締役である取締役が取締役又は代表取締役を辞任した場合、当該辞任届に登記所届出印が押されていない限り、個人の実印を押し、印鑑証明書を添付する必要があります（商登規 61 条 6 項）。ここで問題になったのは、辞任した当該取締役の死亡によりこの印鑑証明書が事実上入手できない場合にとるべき手段です。先例は、死亡の旨記載した代表者の上申書のほか、死亡診断書や戸籍事項証明書のような書類を提出することで印鑑証明書の添付に代えることができる旨をいっています（平 27.2.20 民商 18）。